

自賠責保険・自動車保険について

一般社団法人 日本損害保険協会
業務企画部自動車・海上グループ

自賠責保険の概要

▶被害者救済を目的とした強制保険

- ・ 自動車事故による被害者を救済し、加害者の賠償資力を確保するために、自賠法に基づきすべての自動車（適用除外車を除く）に加入することが義務付けられた「強制保険」。

▶対人賠償責任のみが補償対象

- ・ 自動車事故により他人を死傷させ、加害者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険である。他人のモノを損壊した場合は補償の対象外。

▶支払限度額がある

- ・ 1事故における被害者1人あたりの支払限度額：
 - 死亡：3,000万円
 - 後遺障害：4,000万円～75万円
 - 傷害：120万円

▶被害者に重大な過失がある場合は減額

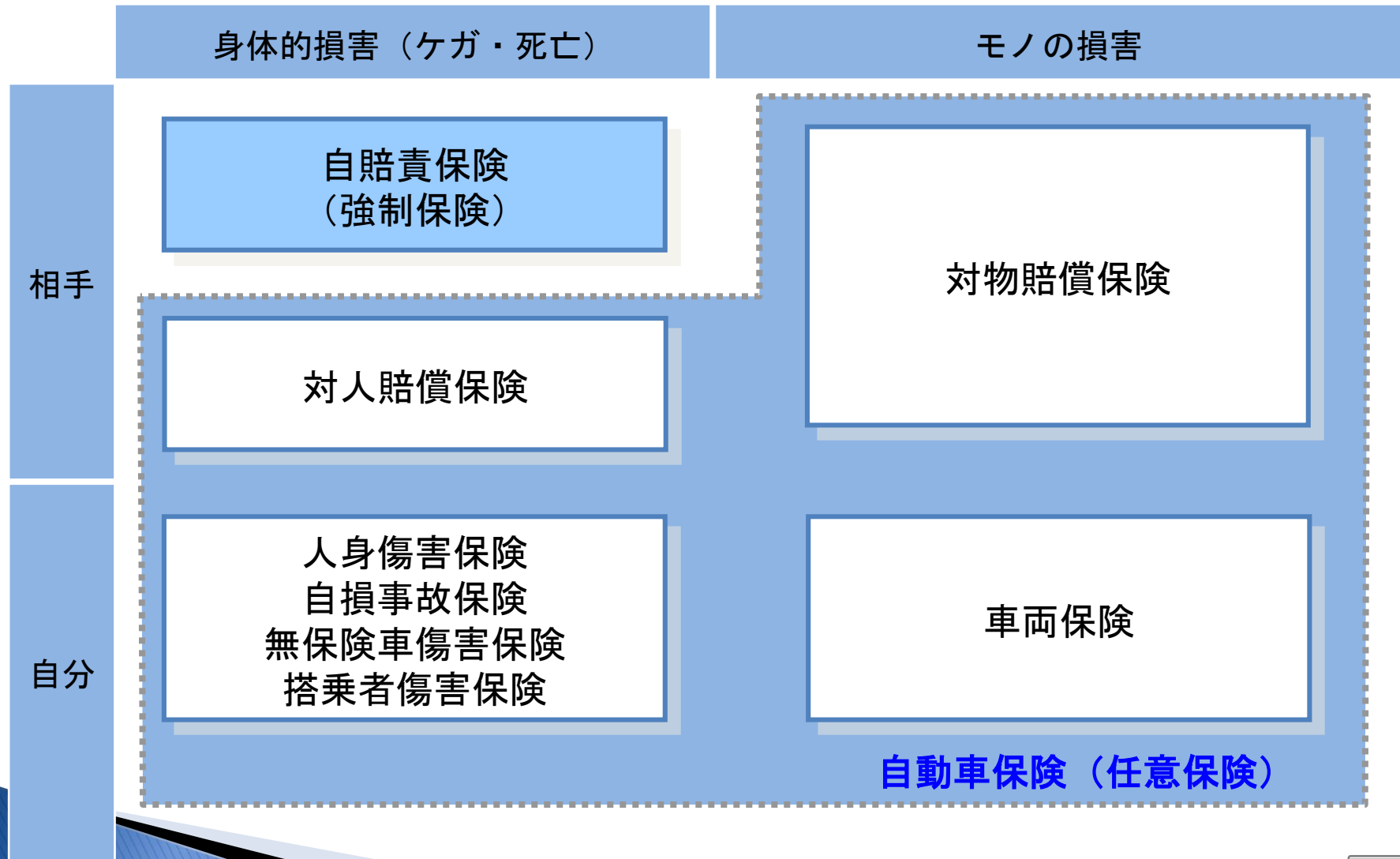
- ・ 被害者の過失割合が7割以上の場合には2割～5割の減額。

自動車保険の概要

- ・自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する。
- ・自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせ販売している。

内容	保険
・ 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償	対人賠償責任保険 自賠責保険 ※対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上乗せ保険として機能。
・ 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償	対物賠償責任保険
・ ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償	人身傷害保険 自損事故保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害保険
・ ご自身の自動車の損害を補償	車両保険

自賠責保険と自動車保険の関係



保険料算出の原則

- ・ 保険料率は「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要がある。

合理的	妥当	不当に差別的でない
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。・ 算出が保険数理に基づく科学的方法によるものであること。	<p>【自賠償】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であること。・ 保険会社の業務の健全性を維持する水準であること。 <p>【自動車】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 将来の保険金支払に充てられることが見込まれる純保険料率として、過不足が生じないと認められるものであること。	<p>【自賠償】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること。 <p>【自動車】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 危険の区分や水準が、実態的な危険の格差に基づき適切に設定されていること。

自賠責保険の料率区分

- ・ 自賠責保険では、主に以下の料率区分を設けている。

料率区分	概要
用途・車種 ※別紙 1 参照	・ 自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）により区分している。
地域	・ 自動車の使用の本拠地（本土・本土離島・沖縄本島・沖縄離島）により区分している。

自動車保険の料率区分

- ・自動車保険（参考純率）では、主に以下の料率区分を設けている。

※参考純率に関する説明は別紙2参照

- ・例えば、保険会社では別紙3のとおり用途車種を区分している。

要素	概要
自動車の種類	・用途（自家用や事業用など）、自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なる。
付保台数	・契約規模（総付保台数9台以下、総付保台数10台以上）に応じてリスクの測定方法を分けている。
自動車の型式	・自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、保険料を型式ごとに適用するクラスにより9のクラスに区分している。
支払限度額など	・支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、自己負担額である免責額の設定内容により異なるため、区分している。
運転者の年齢	・運転者の年齢によってリスクが異なるため、運転者・記名被保険者の年齢層に応じて区分している。
過去の事故歴	・保険契約者の過去の事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分している。
運転者の範囲	・運転者の範囲によりリスクが異なるため、保険料を運転者の範囲により区分している。